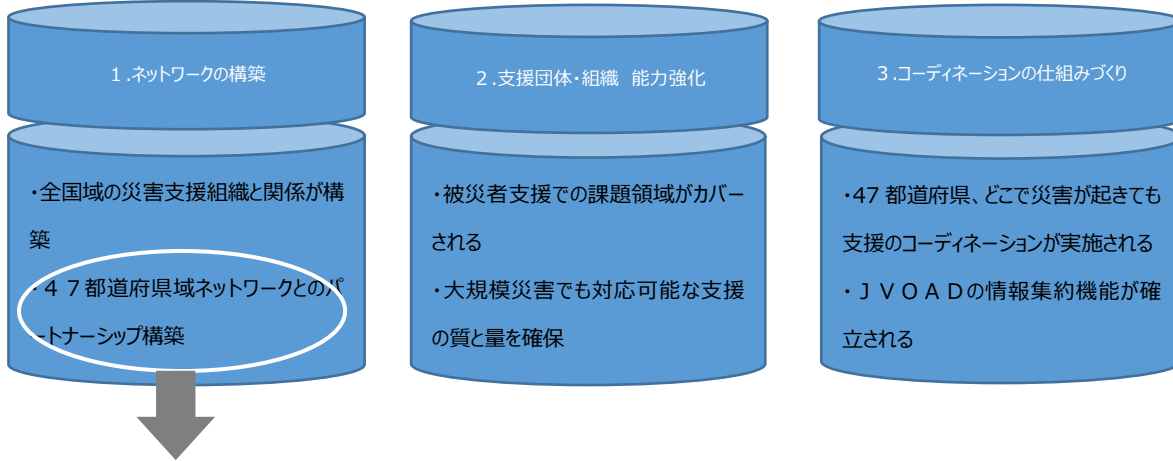


「都道府県域ネットワーク サポート事業についての概要」

I.【背景】ネットワーク構築に向けた3か年計画について

JVOADは2018年度より向こう3か年の事業計画において、「3つの柱」として1.ネットワークの構築、2.支援団体・組織の能力強化、3.コーディネーションの仕組み作りを掲げました。



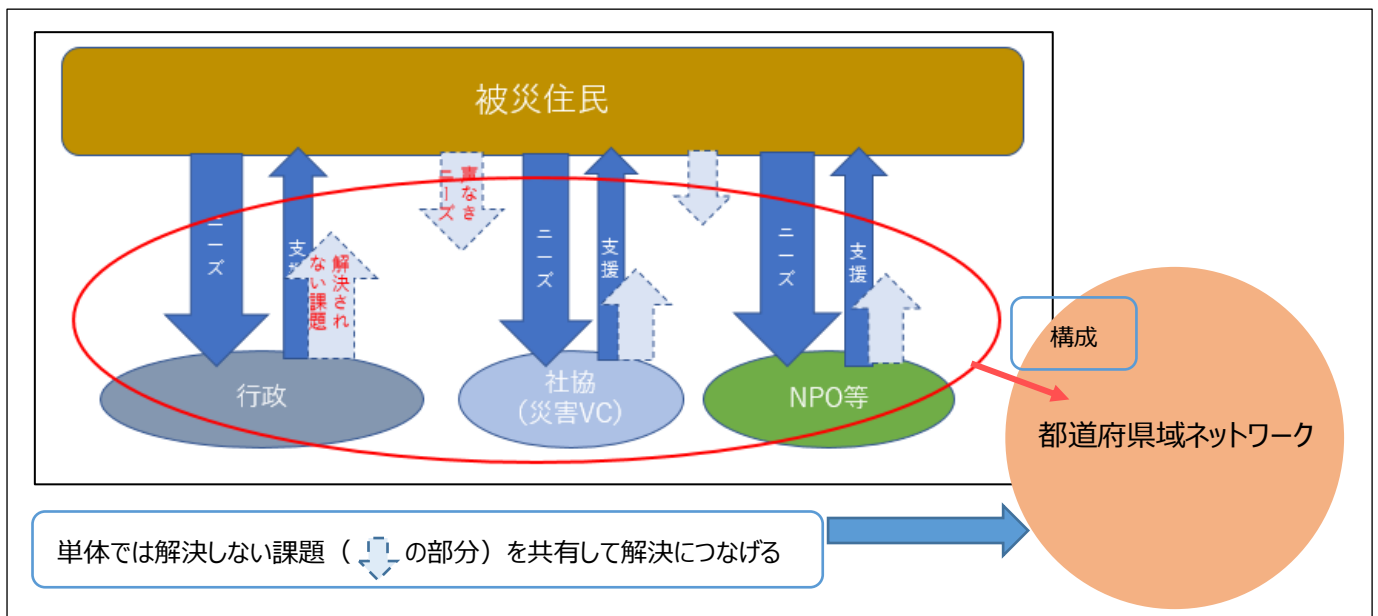
災害支援現場での経験から、47都道府県など（政令市も含む）において、災害時に支援・受援のコーディネート機能を担えるネットワークが、平時より構築されている事が災害対応、支援調整のカギとなります。JVOADがそうした都道府県域ネットワークの構築をサポートし、パートナーシップを結ぶことによって、いつどのような災害に対しても対処できる状況を作り出し、被災者支援をより効果的に行うことが可能であると考えます。

II. JVOADがパートナーシップを結ぶ、都道府県域ネットワークについて

■ 都道府県域ネットワークの構成

原則として、都道府県域をカバーする以下の3組織が含まれるネットワーク（3者連携）をベースとします。もしくはこれら3組織の連携が取れているネットワークであることが求められます。

- ◎行政
- ◎災害ボランティアセンター設置主体（主に県社協）
- ◎NPO支援センター等（NPOの中間支援組織）



■ 都道府県ネットワークの役割・機能

都道府県において、以下の条件がそろった組織、もしくは以下の条件を目指す組織の事を「都道府県ネットワーク」と捉えます。

1. 都道府県において、行政、社協、NPO 等の関係者が、定期的集まる場が出来ている。
2. 災害時の支援/受援に関する機能、役割分担の想定が出来、訓練や研修が行われている。
3. 災害時に地域で支援のモレ・ムラが起きないような全体的なコーディネーションが出来る。

平時から話し合いの場が持てるネットワーク組織であること、且つ災害時に協働で支援が進められることが必要です。上記を満たす事により、災害対応が円滑に行われるための事前の備えができる状況であると考えます。

Ⅲ. 都道府県ネットワークとのパートナーシップについて

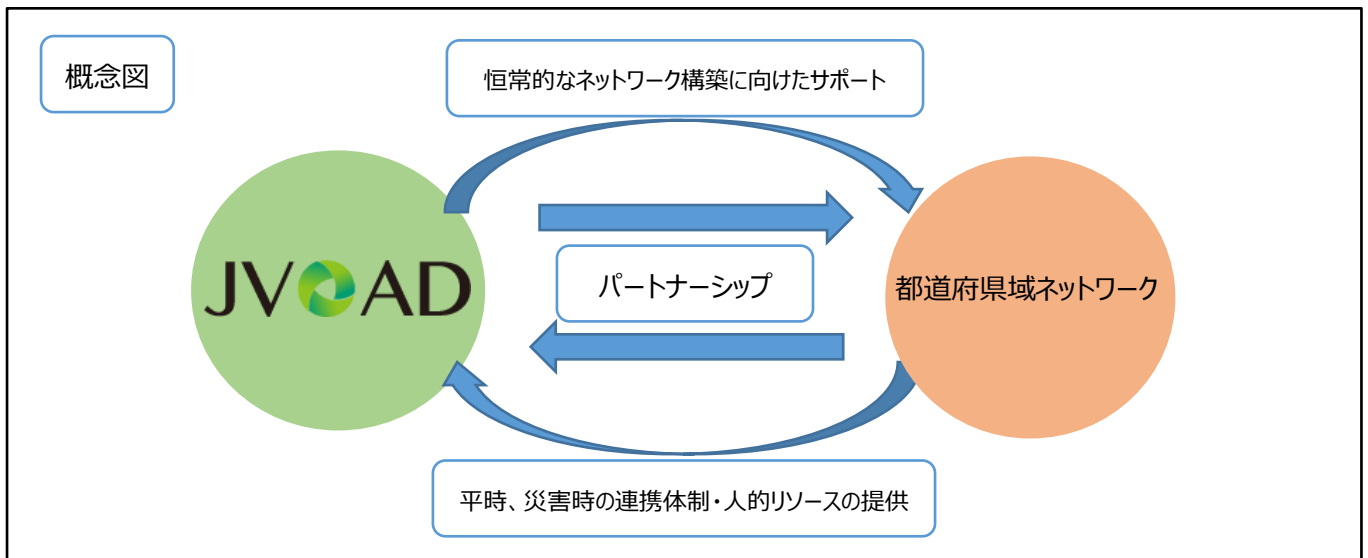
■ JVOAD は、Ⅱのような都道府県ネットワークを設置する糸口となること、また既存のネットワークの成熟されることを目指し、課題となっている費用の面やノウハウの面でサポートを行い、各ネットワークを支える体制を整えます。

JVOAD は、パートナーシップを結んだ、もしくは結ぶことを前提に連携する都道府県ネットワークに対して、以下のリソースを提供します。

1. 目的に応じたアドバイザー、または専門家の派遣
2. 訓練、研修のサポート（講師派遣、企画のサポート等）

■ 都道府県ネットワークは、下記の条件の元、JVOAD と共に活動を進めます。

1. JVOAD とパートナーシップを締結し、災害時に円滑に連携して活動が行えるように、平時から関係を構築するよう努める。  
 ※JVOAD が主催する「災害時の連携を考える全国フォーラム」への参加や全国社会福祉協議会が主催する「都道府県における同時多発・広域災害への支援のあり方検討委員会」への協力。また、都道府県ネットワークが主催する訓練、研修等に対する企画、実施の協力などを通して、平時からの関係性の構築を図る。
2. 都道府県ネットワークの存在する県域で災害が発生した際には、当該の都道府県ネットワークが主体となり県域の支援のコーディネートを行い、必要に応じて JVOAD がそのサポートを行う。また、近隣地域で災害が起こった際にも、必要に応じて JVOAD とともに支援のコーディネートなどを行う。
3. 都道府県ネットワークとしての事務局がある。 ※新しくネットワークを立ち上げる場合は、ネットワークを作るにあたり事務局を担う団体があり、資金等を管理する環境が整っている事
4. 災害時、支援現場でのコーディネーターとして人員派遣要請がかかる場合、可能な範囲において協力する。



#### IV. 都道府県ネットワーク構築のための助成資金の提供について

- II. Ⅲ. の要件に合致し、資金助成の必要がある場合は、以下のスキームに申請することができます。  
 JVOAD からのリソース提供の一環として、「都道府県ネットワーク サポート事業」を 2018 年度 11 月より開始いたします。

##### 1. 助成期間

- 2018 年度から 2019 年度の 2 年間。

##### 2. 助成額

- 年間助成可能額 500 万円。
- 1 都道府県ネットワークあたりの申請上限額 年間 100 万円。（目安として 1 年間で 5 つのネットワーク）

##### 3. 助成対象となるネットワーク

- ① 既存の都道府県ネットワーク
- ② これから立ち上げようとしている都道府県ネットワーク  
 ※②については、協働で進める事を構成される関係組織より了承を得ている事が前提です。  
 ※都道府県ネットワークには政令指定都市も含まれます

##### 4. 助成事業の流れ



##### 5. 助成金支払い方法

- 原則前払い。（事業実施後、未使用分がある場合は返金）

##### 6. 監査

- 事業終了時（あるいは事業期中）において、支出した費用の確認を行います。

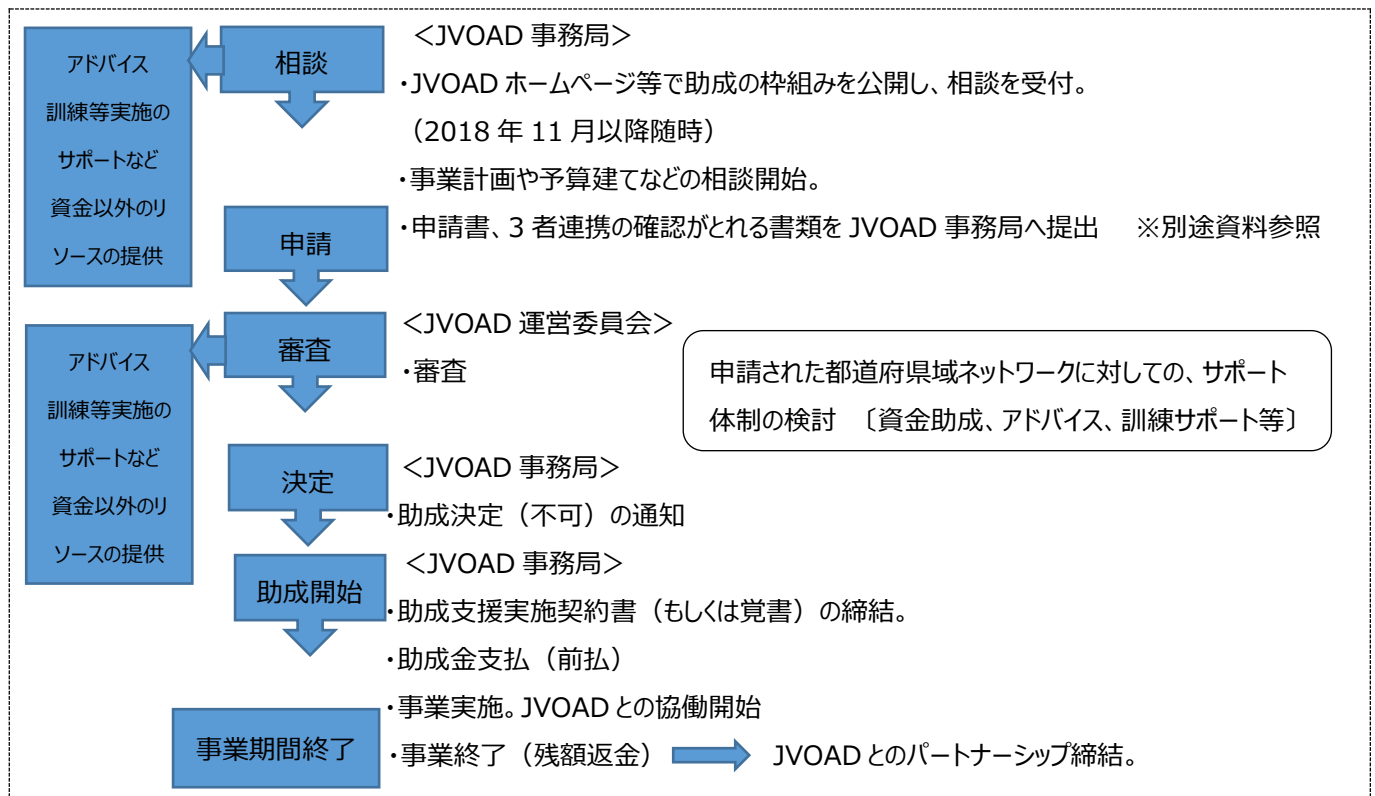
##### 7. 助成対象となる費目

1. 訓練・研修・会議費用	・会場代、旅費交通費、謝金等
2. 事務局運営に係る費用	・人件費 ・旅費交通費（地域ネットワーク等の視察や招聘含む） ・通信費（電話代、ネット回線代） ・資機材購入費（パソコン、プリンター、机等） ・事務用品費等

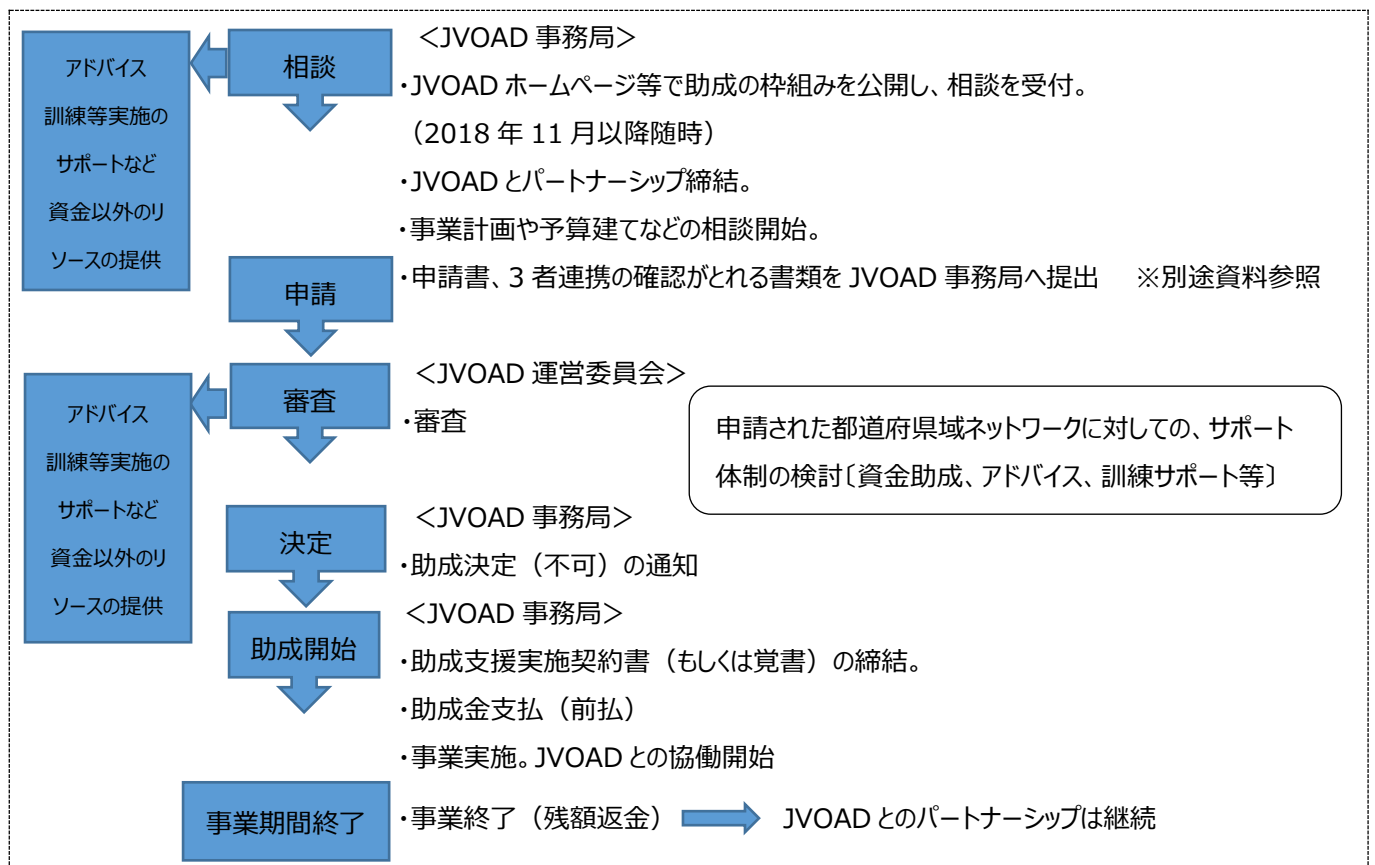
※その他、JVOAD 事務局との相談で想定される費用を確認してまいります。また飲食代は助成対象外となります。

## 8. 助成事業の申請から決定までのプロセス

### ① 新規立ち上げの都道府県ネットワーク



### ② 既存の都道府県ネットワーク



※JVOAD 運営委員が所属している都道府県ネットワークから申請があった場合は、当該の運営委員は、その審査から外れます。